予防接種費用免除(無料)の取り扱いについて

~高齢者インフルエンザ・高齢者新型コロナウイルス(65歳以上)~

※インフルエンザ・新型コロナウイルス両方受けられる方は、それぞれに必要ですので、2部、ご自身でご用意ください。

生活保護世帯および町民税非課税世帯の方は、下記の方法で、自己負担金が免除(無料)になります。 下記①②③のうち、いずれか1種類を、医療機関で予防接種を受ける際に提出してください。

介護保険料の通知書(2ページ目)のコピー

65歳以上の方には、介護保険料の通知書が毎年7月ごろ税務課から、届きます。

2ページ目の『町民税賦課(本人)』および『町民税賦課(世帯)』の欄が両方とも、非課税、判定になっている方に限り、自己負担金が免除(無料)になりますので、年度・氏名・非課税判定の部分がはっきりわかるように、ご自身でコピーしてください。



2 費用免除承認書

健康増進課(かりん健康センター)、福祉保険課(本庁)、各支所、出張所にて、**事前に申請手続きが必要**です。

必要なもの 申請時に

▶本人もしくは同一世帯の方が申請する場合

・申請者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード・運転免許証・保険証等)

▶同一世帯以外の方が申請する場合

・申請者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード・運転免許証・保険証等) ・委任状

③ 介護保険における負担限度額認定証 (黄色の用紙)のコピー

介護保険サービスを利用されている方で、負担限度額認定証をお持ちの場合は、自己負担金が免除(無料)になります。

氏名、有効期限等の部分が、はっきりわかるように、ご自身でコピーしてください。

有効期限を過ぎていないことを必ず確認して ください。

介護保険負担限度額認定証						
L	交付年月日	令和	年	月	. E	
	番号					
被	住 所	まんのう) II J			
保	フリガナ 氏 名					
険	生年月日		年	月	日	
者	適用年月日		年	月	Ħ	から
	有効期限		年	月	日	まで
食	費の負担限度額	(介護予防) その他のも		生活(瘀養	 介護 	円円